

(2) 金沢市「子どもの学習支援事業」から 学習支援事業の意味を考える（報告）

森山 治・神崎 淳子

はじめに（研究の経緯）

本学地域創造学類（森山教授）、教育学類（原田准教授）及び金沢星稜大学（曾我教授）と金沢市・金沢市社会福祉協議会は連携し、2012年度から子どもの学習支援事業に在籍学生と共に取り組んできた。併せてこの事業が対象とする子どもたち、事業に協力する大学生にとってどのような意味を持つのか、その評価を目的に2017年度から共同研究者の神崎（金沢星稜大学専任講師）氏と、金沢市生活保護受給世帯の子どもの学習支援事業の立ち上げ当初からの関係者に対してインタビュー調査をおこない、インタビューで得た知見を基に、事業成立の経緯、現状についての整理をおこない、事業の課題について報告した。（研究の成果については、金沢大学経済論集第40巻1号（KURAから閲覧可能）参照）

I 学習支援事業の政策変化（高校進学から居場所づくりへ）

2004年12月に提出された『生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書』では、教育支援に取り組む意味は、「貧困の再生産」の防止が目的であり、子どもの自立や就労を促す手段として高校就学を考えていた。その具体化が2005年度より生業扶助に高校就学費が組み込まれたこと、2005年度から実施された自立支援プログラムにおいて、「高校進学等支援プログラム」が制度化されたことにつながっている。

しかし、2018年に改正された生活困窮者自立支援法において、2019年4月から子どもの学習支援事業は、これまでの学習支援に加え、「子どもの学習・生活支援事業」として、生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言、生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整が加わった。生活習慣・育成環境の改善にあたっては、家庭への支援、生活習慣の形成・改善支援に加えて、学校・家庭以外の居場所づくりが柱となっている。

学習支援事業は単に貧困の連鎖の防止を目的とした高校進学支援（現在は中退防止も目的に含まれる）のみではなく、社会的な居場所づくりへと事業の比重が移動していると考えられる。

II 子どもにとっての社会的な居場所とは何か

太田（2015）は、先行研究を元にアジュールとアイデンティティという言葉キーワードとしながら、「社会的居場所」と「人間的居場所」に整理し、「社会的居場所」は他人

によって自分が必要とされている場所、「人間的居場所」は自分を取り戻すことができる場、庇護的な扱いを受けて安心できる場と整理している。両者の共通性は、社会的であれ人間的であれ、自分が自分であることを確かめることができる環境（居場所）を指し、これが確認されたときにその人は社会の中で生きているという証を手にし、幸福感・満足感が得られるのだと言及している。

阿部・鈴木（2018）は著書の中で、鈴木はドロップアウト傾向の子どもたちが求める居場所は「そこに居て許される場所」と断言する。そのうえで我が国には誰もが行くことが出来、高校生になっても行ける学童施設が不在であると言及する。阿部はアメリカのYMCAを例に、大人の目もあり、いろんな子どもがたまる場を鈴木との対談のなかで紹介している。鈴木は貧困や家出少女、触法少年の取材を積み重ねてきたルポライターであり、実践的経験に基づき研究者とは異なる視点で子どもたちと接してきたが、「そこに居て許される場所」が居場所であると断言する鈴木の見解は、太田のように「居場所」の概念整理はされていないものの、教育哲学者である太田と同様に「自分が自分であることを確かめることができる環境」が居場所であると言及していると考えられる。

学習支援事業の空間は、太田が整理するように、子どもたちにとって、自分が自分であることを確かめることができる環境（居場所）であり、これが確認されたときに、子どもたちが社会の中で生きているという証を手にし、幸福感・満足感が得られる場であることが重要であるといえる。

Ⅲ 学習支援事業と居場所（通級教室方式の意義）

学習支援の場に通うという行為が伴うことで、学習以外に子どもたちにとってはどのような意味があるといえるのだろうか。インタビュー調査の結果からは次の意義が認められる。

- ①. 通級教室方式による学習支援事業は、自分の家族以外と関係性をつくる場所として確保され、それが子どもの成長に意味がある。
- ②. 学習支援事業の目的は進学支援を前提としているが、実際には子どもたちは大学生にたわいもない話を聞いてもらえる機会を提供してもらい、家族や教員とは異なる大人との関係をつくる場になっている。
- ③. 通うという行為が伴うことで、家から出る時間を保護者から認められる。外出することで子どもにとっては自由な時間が出来る。事業が行政主導であることも保護者にとって安心感を与え、交通費の補助もあるため金銭的な負担の心配もいらないことも子どもたちの参加の後押しをしている条件をつくっている。
- ④. 事業の最も意義のあることは、子どもが「通い続けている」ということである。事業は強制力を持たないものであるから、子どもにとってはその場に行っても行かなくても良いところである。

従って、学習支援の場に通うという行為は、勉強を目的としていてもいなくとも、学習

支援の場が子どもなりに社会的な居場所として意味を持っている場となっていると考えられる。

IV. 事業評価・検証の困難さ

居場所とする意義を別として学習支援事業の成果について数値で評価するのは以下の理由により困難と考えられる。

- ①. 短期的な評価が難しい。費用対効果を求めるのであれば7年間での平均市内対象中学生数が70.9人であるのに対し、年平均参加登録数は17.4人にすぎない。この数は事業対象者の1/4に満たない数値である。その間一人あたりにかかった経費を単純に年間予算で割ってみると約252,873円である。しかし登録した中学生がまんべんなく事業に参加しているとはいえないため、実際に一人あたりの中学生にかかる経費はこれ以上の額と考えられる。事業参加者の割合及び一人あたりの中学生にかかる年間経費をみたときに、はたして効率のよい事業と言えるかは疑問である。逆に1/2の経費を負担する市の年間予算額は1721億円（一般会計・2019年度当初予算）であり、市の年間予算額からみれば学習支援の予算は神経質になるほどの大きな額を使っているとはいえないことも事実である。
- ②. 国が当初事業の目的としていた高校進学であるが、7年間の事業利用者61人はすべて高校へ進学しており、進学率だけで言えば100%である。国が求める当初目的は達成されている。しかし、事業を利用していない中学生111人のうち、高校進学者は102人（91.9%）であり、圧倒的に有意差があるとは言えない。あわせて進学率100%という結果が事業の成果に直接結びついたという根拠は無い。
- ③. 高校中退を防止するという視点から事業をみると、金沢市の学習支援事業では2013年度から、中学生時に事業を利用していた者を対象として継続的な支援をおこなってきたが、そのうち高校中退者は2014年度1人、2018年度3人の4名である。2018年度は中途退学者が多いものの他年度の子どもたちはほぼ無事に卒業までたどり着いている。学習支援に通う子どもたちの進学先は、全日制普通科、特別支援学校、定時制等と多義に渡っているため、進学後さまざまな理由によるつまづきを考えると、アフターケアをおこなう意義は高いと考えられる。

IV 今後への課題

①. 子どもたちに関係する課題

事業に参加する子どもたちの数は、事業対象者の1/4程度にすぎない。事業の周知としては事業開始当初より、大学生作成による月1回の学習支援便りを発行し、生活支援課の地区担当者から各家庭へ配布をしている。年2回程度開催される交流イベントには小学生等の兄弟姉妹が参加出来る機会を設けている。しかし一番の障壁理由として考えられるのは、中学生の部活動が忙しいことがあげられる。金沢市内の多くの中学生はスポーツを中心とする部活動に参加しており、3年生の夏頃までは土日を含めた生活スケジュールの

中心に部活動が据えられている。従って、学習支援活動に参加する時期が3年の夏休み後からとなる子どももいる。中学生の生活スケジュールが部活動を中心に動いている現状では、仮に部活動を途中で辞めることは集団からの逸脱とみなされ、学校での居場所を失うことにもつながりかねない。子どもにリスクが生じる恐れがあり難しい課題と言える。

次に、中学生以上を学習支援の対象とする課題である。勉強へのつまずきは抽象的思考を求められる小学校高学年からであり、前述の中学期の部活動による多忙さを考慮すると勉強のつまずきは中学期に拡大していくことが考えられるため、本来であれば小学校高学年向けからの支援が望ましいと考えられる。しかし、対象を拡大することは、事業のない手を含めた事業規模の拡大を意味しており予算的な課題も生じてくる。この事は、他事業との連携を踏まえても同様の課題は生じると考えられる。

最後に、事業につながらない子ども達に対する課題である。学習支援事業等の活動は利用者に対して強制力が働くものではないため、情報収集能力が乏しい、外部との接触に消極的であると何処にもつながらない問題が生じてくる。そうした者が少なくなるためには、対象者向けの積極的な宣伝と関係機関の横のつながりを強めていくしか方法が無い。

②. 大学生ボランティアに関係する課題

事業に参加する大学生は、卒業後教員や保健・医療・福祉業務の多い地方公務員等になる学生が多いため、自身にとって将来のキャリア選択における福祉や教育の現場での擬似的なやりがいや価値観の確認が可能となり、キャリア選択の際の有効な材料となっていると考えられる。

しかし学習支援事業は勉強を教えることだけが目的ではない。加えて子どもたちの家庭背景等いろいろな問題を抱えている子どもたちも多い。大学生が身近な大人としての存在であればあるだけ、子どもたちは関係性のとれた大学生に対して家庭の事情や悩みを話しかけてくる。子どもたちの話す内容（例、子どもたちの家庭の情報など）によって大学生は守秘義務が求められる。話の内容によっては、大学生の心に負担として残る内容もある。想定される大学生の負担に対しては、事前教育が重要である他、個別の担当ケースに対してのアドバイス、心の負担を軽減するためのアフターケアも必要となってくる。それでも大学生に対してのケアは十分だとは言えないかもしれない。

③. 事業に関係する課題

金沢市ではこれまで2つの学習支援事業が別々に運営されてきたが、2019年度から子どもの学習総合支援事業として形式上再編された。しかし、拠点型事業（生活保護世帯・生活困窮者世帯を対象）は金沢市社会福祉協議会に委託、派遣型（ひとり親世帯を対象）は金沢市母子寡婦福祉連合会に委託するとして従前のままであり、大学生ボランティアの募集も別々におこなっている。唯一新規の学習支援ボランティアに対する講習会が金沢市社会福祉協議会主催として合同に開講されたが、講習後のミーティングやアフターケアは別々に対応する状況にある。これでは従前どおりの縦割り構造であることにはかわりはない。

おわりに

社会的な居場所としての学習支援事業は、さまざまな問題を抱える子どもたちにとって、強制されない場としての存在意義は認められる。しかし事業の開始から9年経つが課題も多く残されている。今後も引き続き課題解決に向けた取組を事業が継続する限り関係者との協力により取り組む必要がある。また、事業の評価にあたっては長期的な視点を持ち、可能な限り事業に参加した子どもたちへの追跡調査をおこなうことで、子どもたちが社会の一員として生活をおこなっていることを確認していく必要がある。

参考文献

太田明「居場所がないということ」『居場所の喪失これからの居場所』学分社 2015
阿部彩・鈴木大介『貧困を救えない国日本』PHP 研究所 2018

本研究は基盤研究B『条件不利性を抱える人々に向けた「中間的労働市場」創出の可能性に関する国際比較』（代表：武田公子）による研究成果の一部である。